

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 2 | 北見市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

北海道北見市長

公表日

令和2年11月6日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 個人住民税の賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法及び北見市税条例に基づき、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人に対して、市民・国税庁等から提出された申告書情報又は給与支払者若しくは年金支払者から提出された支払報告書により、個人住民税を賦課する。 また、賦課決定後において、税務調査等を行う。</p> <p>①課税対象者の決定 ②課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書)の収集 ③課税資料の入力及び個人特定 ④同一人物に複数の課税資料が提出されている場合は合算処理を行い、必要に応じ修正入力 ⑤賦課決定 ⑥特別徴収税額の決定及び特別徴収義務者へ対し決定通知書の送付 ⑦普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し税額を通知する。 ⑧申請に基づき、所得・課税証明書を交付する。 ⑨追加で課税資料が提出されたものや特別徴収異動届等が提出された者に対し、随時課税する。 ⑩扶養の判定を行い、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、該当市区町村に所得照会等を行う。不要否認となり増額となる者へ随時課税を行う。 ⑪生活保護法による生活扶助を受け、個人住民税が減免になるときは、減免申請書の受理及び決定を行う。 ⑫他市区町村等からの所得照会等の回答を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税ファイル、収納管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) <p><情報照会の根拠> 別表第2の27の項 主務省令第20条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、59条の3</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部 市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |

なし

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|------------------------------------|
| 請求先 | 総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] |
| | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年4月28日 | I-4-②法令上の根拠 | <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> | <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> | 事前 | |
| 平成28年10月21日 | I-1-③システムの名称 | <p>個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ</p> | <p>個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム</p> | 事前 | |
| 平成28年12月30日 | I-3法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項</p> | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------|---|---|------|-----------------------------|
| 平成28年12月30日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第2 <情報照会の根拠> 別表第2の27の項 <情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、 42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120の項 | ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。） <情報照会の根拠> 別表第2の27の項 主務省令第20条 <情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、107、 108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第 6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、 第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第 37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43 条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、 第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第 59条の2、第59条の3 | 事前 | |
| 平成29年4月1日 | I-5-②所属長 | 市民税課長 森谷 幹生 | 市民税課長 後藤 誠児 | 事後 | 所属長の変更であり、重要な 変更には該当しない。 |
| 平成31年1月16日 | I-5-②所属長の役職名 | 市民税課長 後藤 誠児 | 市民税課長 | 事前 | |
| H31.2.8 | 基礎項目評価書全体 | | 新様式への変更 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---------|-------------|--|--|------|-----------|
| R2.9.25 | I-4-②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の27の項 主務省令第20条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> | <p>・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の27の項 主務省令第20条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、59条の3</p> | 事前 | |
| R2.9.25 | II-1, 2 | 平成27年3月1日時点 | 令和2年3月31日時点 | 事前 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |